大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和元年８月29日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

東大阪市吉田六丁目711番６ほか

近商ストア東花園店

２　法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定による公告をした日

平成31年４月12日（平成31年大阪府告示第760号）

３　東大阪市の意見の概要

　　東大阪市生活環境保全等に関する条例等に基づく設置の許可等、必要な手続を行うこと。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和元年８月29日から同年９月30日まで

　(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市市長公室広報公聴室市政情報相談課